

宍粟市幼保一元化推進計画

平成 21 年 8 月

宍粟市教育委員会

目 次

はじめに	2
I 幼保一元化基本計画	
1. 実施期間	3
2. 実施区域	3
3. こども園の規模	3
4. 実施内容等	3
5. こども園の対象児及び保育時間	5
6. 利用料等	5
7. 給食	5
8. 通園方法	6
9. 推進の方策	6
10. 幼保一元化の体制整備	6
II 幼保一元化の目標	7
III 実施計画	
1. 適正規模化等の方法	7

はじめに

本市では、市内の幼稚園・保育所（園）において、平成21年から幼保一元化の実施に向け取り組んでいます。

「宍粟市就学前の子どもの教育と保育のあり方基本方針」に基づき、子どもにとってより良い教育・保育環境の体制の構築に向け、具体的に推進計画を策定し、計画的に推進します。

基本方針

1 基本理念

宍粟市総合計画に掲げる将来像である、『人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち』の実現を目指し、宍粟市少子化対策推進総合計画の基本理念である、『みんなで子育て・子どもが輝くまち』を、宍粟市の就学前の子どもの教育と保育のあり方の基本理念として位置付け、「安心して子どもを生み育てることのできるまちづくり」、「子育てに誇りや喜びが実感できるまちづくり」、「子育てをみんなで支え合うまちづくり」に取り組みます。

2 基本目標

①すべての子どもと家庭への支援

集団生活を通じ、子ども同士の遊びや自然とのふれあいの中で、自ら育つ力を伸ばすとともに豊かな人間性と社会性が養われる子育てと、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援に取り組めます。

②地域における子育ての支援

保育サービスを充実し育児と仕事の両立を支援するとともに、すべての子育て家庭がゆとりを持って、子どもと接することができるよう地域との繋がりや協力体制の充実に取り組めます。

3 幼保一元化の推進

「すべての子どもと家庭への支援」「地域における子育ての支援」に取り組むため、これまでの制度の中で位置づけられてきた教育と保育の枠組みを再検討し、一体的かつ総合的に推進する新たな体制作りを確立しなければなりません。

少子化の進行に伴う、核家族化や女性の社会進出など社会環境、生活環境の変化により、保護者が望む就学前の幼児に対する教育内容や子育て支援は多様化し、幼稚園においては、保育ニーズの高まりとともに、預かり保育を取り入れるなど保育機能が付加され、保育所においては、教育的要素の充実が図られるなど、両施設が実態としてはかなり類似した施設となってきており、幼稚園・保育所がそれぞれの独自性を発揮しつつ、相互の連携を強化し、多様な保育活動、総合的な子育て支援活動を行うことが求められています。

宍粟市においても、少子化が進み子どもが年々減少の一途を辿っており、子どもの集団規模が小規模化している中、多様なニーズや社会環境の変化に対応できる幼稚園・保育所の再編など就学前の子どものより良い教育・保育環境の構築が必要となってきています。

I 幼保一元化基本計画

1. 実施期間

幼保一元化を推進する期間は、平成21年度から令和7年度を目標として、全市・全中学校区での幼保一元化を目指します。

2. 実施区域

幼保一元化によるこども園を整備する区域は、通園距離や保護者の送迎等を考慮し検討します。

3. こども園の規模

1) 子ども集団の適正規模

子どもにとってより良い教育・保育が受けられる適正な集団規模（3歳～5歳児）は、1学級25人から30人（1学級定員：30人以下）が最も望ましい規模と考えます。

また、施設としては、最低でも3歳～5歳児合わせて25人を下回らない子ども集団が確保されていることを基本として、現行の園区及び地域において3歳～5歳児が25人を下回る園所及び地域を優先的に適正規模化の対象として、幼保一元化の推進を図ります。

2) こども園の規模

子どもの適正規模により、こども園としての規模は、中学校区内の子ども人数や民間保育所等、教育・保育環境基盤の現状を検証し、3歳～5歳児の子どもが概ね50人～120人（各1クラス～2クラス程度）を受け入れられる規模とし、0歳～2歳児の受け入れ枠についても地域の子どもの数等を加味し決定するものとします。

4. 実施内容等

こども園は、幼稚園と保育所及び子育て支援の機能を併せ持つ園として、保育を必要とする、必要としないに関わらず受け入れて、子どもの教育、保育を一体的に行います。

幼児教育活動

宍粟市の3歳～5歳児の幼児教育活動については、「教育基本法」及び「学校教育法」並びに「幼稚園教育要領」を基本に策定した、「宍粟市における今後の幼児教育の方針」に基づき、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う教育活動に取り組みます。

【教育の目標】

- ① 健康安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ります。
- ② 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに、家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養います。
- ③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養います。
- ④ 日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養います。
- ⑤ 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養います。

保育活動

宍粟市の目指す保育は、「保育所保育指針」にのっとり、家庭との緊密な連携の下に子どもの状況や発達段階を踏まえ、園所における環境を通して養護及び教育を一体的に行います。

【保育の目標】

- ① くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ② 生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ④ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- ⑤ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。
- ⑥ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

子育て支援活動

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供など、子育て支援機能を充実させます。

- ① 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）
- ② 子育て等に関する相談や援助の実施
- ③ 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進
- ④ 地域の子育て支援に関する情報の提供

5. こども園の対象児及び保育時間

1) 幼児教育活動

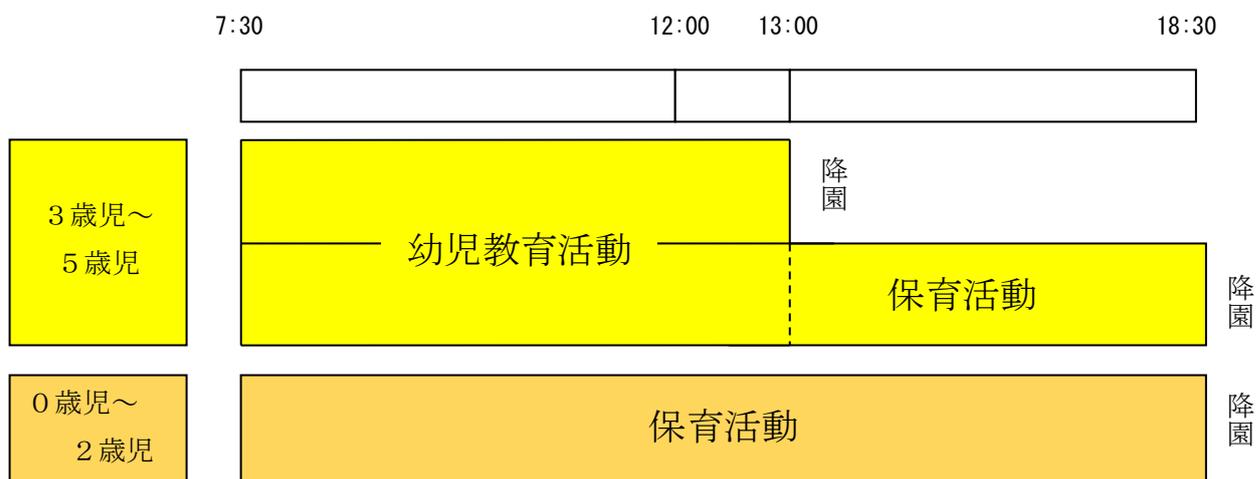
全3歳から5歳児を対象に、教育標準時間（4時間）を標準として、この4時間に給食時間・降園準備時間を加えた、8時～13時を基本として実施します。（土日、祝日、長期休暇等は除く）

2) 保育活動

0歳～5歳児を対象とし、7時30分～18時30分の11時間保育を標準保育時間として、年間を通し実施することを基本とします。（日、祝日、年末年始は除く）

また、保護者ニーズやその地域の実情等に合わせ、延長保育や一時保育などの特別保育事業の取り組みについては、施設毎に検討します。

【基本的な利用形態】



6. 利用料等

安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、幼児教育・保育の無償化と合わせて、3歳から5歳児の給食費及び0歳から2歳児の保育料の負担軽減を図ります。

7. 給食

こども園では、原則、自園方式での給食を行うものとします。

ただし、外部搬入による給食の提供も認められるため、それぞれ地域等の実情に合わせ、民間等による給食も含め検討することとします。

8. 通園方法

「安心・充実した就学前の幼児教育・保育環境の提供」と「少子化対策」の観点から、通園手段の確保をします。

現在、旧町域において幼稚園児・保育所児の送迎方法や利用料等がまちまちであるため、通園に係る市の考え方を幼保一元化の推進に合わせ統一します。

9. 推進の方策

基本的には、「民間で出来るものは民間で」という視点で、公立と民間の役割を明確にし、安定的な運営に考慮しながら、これまでの水準を低下させることなく、幅広い柔軟な対応が可能となるしくみを検討します。

具体的には、全てのこども園は、「宍粟市における今後の幼児教育の方針」に基づく幼児教育が確保されていることを基本として、

- ① それぞれの中学校区における幼保一元化においては、市内の保育所等と協議をし、こども園の民間での運営の可能性を検証します。
- ② 結果として、こども園の民間運営が困難である又は相当の期間を要することとなる場合等においては、段階的な取り組みとして幼稚園と公立保育所の再編（公立の幼保一元化）又は、幼稚園の再編を進め、子ども集団の適正規模化を図ります。

10. 幼保一元化の体制整備

幼保一元化を推進する前提として、3歳～5歳児の幼児教育の取り組みの方向性を示した「宍粟市における今後の幼児教育の方針」（教育委員会策定）を基本に、家庭・地域社会・園の三者連携による幼児の健やかな成長を目指し、全ての子どもが、均しくかつ安全で安心して幼児教育・保育を受けることが出来る体制を構築し、こども園はもとより既存の幼稚園、保育所（私立保育所含む）においても、幼児教育が確保されるしくみづくりに取り組みます。

このため、それぞれ園所の指導者の合同研修やそれぞれの運営方針に基づく幼児教育の評価（外部評価等を含む）体制等を確立し、0歳～5歳児が同一施設で安全に安心して伸び伸びと幼児教育が受けられる、施設面の条件整備にも取り組みます。

また、現在、学遊館及び各市民局の保健福祉センター内に設置されている子育て支援センター事業とこども園で実施する子育て支援活動の機能や役割を明確にし、地域の子育て家庭にとって利用しやすいしくみづくりに取り組みます。

Ⅱ 幼保一元化の目標

少子化による子どもの減少に考慮しながら、保護者のニーズに合わせたこども園の整備に取り組みます。

《こども園整備の考え方》

1. 子どもの育ちに必要な集団の確保を図ります。
2. 保護者の就労や送迎等のニーズに合わせて地域性に考慮しながら、こども園の整備を図ります。
3. 年度ごとに、将来の教育・保育ニーズを勘案して、こども園の整備目標に見直しが必要ないか点検を行います。

Ⅲ 実施計画

各中学校区における幼保一元化の早期実現を目指し、既に子ども集団が小規模化している地域（園所）から優先的にその取り組みを推進していきます。

1. 適正規模化等の方法

現在において、既にすべての幼稚園が子ども集団の最低規模（1施設概ね25人以下）を下回っており、子ども集団の適正規模化は早急に取り組む必要があります。

基本的には、当該年度において総園児数（各年度の5月1日現在の園児数）が適正人数（適正規模）の最低である、概ね25人を2年連続（当該年度・前年度）で下回り、かつ、過去からの就園率等から推計し、翌年度も概ね25人を上回ることが困難と予測される幼稚園について適正規模化を図ることとし、当該幼稚園が所在する中学校区内の他の幼稚園、保育所と再編するものとします。

また、公立保育所が設置・運営されている地域については、幼稚園の適正規模化のみだけでなく、幼稚園・保育所を合わせて再編を検討するものとし、幼保一元化に相当の期間を要することが見込まれる場合は、保育所施設の効率的・効果的運営や多様なニーズに柔軟に対応するため、公立保育所の民営化の可能性についても検討することとします。